

平成24年度（第2回）

串本町農業委員会定例会会議録

平成24年6月8日（金）

## 第2回 串本町農業委員会定例会会議録

日 時 平成24年6月8日(金) 午後1時30分～

場 所 串本町文化センター2F A会議室

招 集 者 串本町農業委員会会長 岡田嘉治

議 事

第 9号 農地法第2条の農地でない旨の証明願について

第10号 農地法第2条の農地でない旨の証明願について

第11号 農地法第2条の農地でない旨の証明願について

第12号 串本町農業経営基盤促進事業実施方針による利用権の設定について

第13号 串本町農業経営基盤促進事業実施方針による利用権の設定について

その他

出席委員

1番 赤埴満夫	3番 岡田嘉治	4番 尾鷲壽夫	6番 吉川きり子
7番 小山喜行	8番 坂田莞爾	9番 阪田洋好	10番 地當博巳
11番 芝崎憲年	13番 鈴木利朗	14番 竹田敏明	15番 角 是明
18番 西 謙讓	19番 西 豊	20番 東地寧司	21番 平崎茂樹
22番 吉井孝夫			

欠席者

2番 岩谷吉啓	5番 垣本 保	12番 杉本正幸	16番 中峰 聖
17番 中村省一			

出席した職員

平松・森嶋・白野

議 長 皆さん、こんにちは。先月の定例が無かったため、随分久しぶりのような気がします。時間になりましたので、ただいまから平成24年度串本町農業委員会第2回定例会を開催いたします。本日欠席届を出している委員は2番、岩谷委員、5番、垣本委員、12番、杉本委員、16番、中峰委員、17番、中村委員です。本日の会議の署名委員は、4番の尾鷲委員、6番の吉川委員を指名いたします。それでは、早速ですが、議題に入っていきます。議案第9号、農地法第2条の農地でない旨の証明願についてを議題といたします。事務局、提案趣旨の説明をお願いします。

事 務 局 (議案書に従い朗読)

議 長 続きまして、現地調査委員の報告をお願いします。

平 崎 委 員 21番。

議 長 21番、平崎委員。

平 崎 委 員 (担当委員の現地調査説明等)

議 長 ありがとうございます。ただいまの事務局の説明並びに現地調査報告に対する質疑がありましたら伺います。質疑はございませんか。

なしの声。

(休憩に入り、現地の補足説明)

議 長 私からの意見ですが、実際の現地を見ましたら、本当に非農地と認めてよいか判断が難しい状況です。担当委員に現地調査してもらいましたが、他の委員にも現地を見てもらうなり、現場の写真を用意するなどして、次回もう一度審議してはいかがでしょうか。

異議なしの声。

議 長 それでは、本件について、非農地であるかどうかの判断が難しいため、保留して次回再度提議するというところで、よろしいですか。

異議なしの声。

議 長 異議なしの声多数につき、本案は保留いたします。次にまいります。議案第10号、農地法第2条の農地でない旨の証明願についてを議題といたします。事務局、提案趣旨の説明をお願いします。

事 務 局 (議案書に従い朗読)

議 長 それでは、現地調査報告をお願いします。

小 山 委 員 7番、小山です。

議 長 7番、小山委員。

小 山 委 員 (担当委員の現地調査説明等)

議 長 ありがとうございました。それでは、ただいまの事務局からの趣旨説明並びに現地調査報告に対する質疑がありましたら伺います。質疑ございませんか。

なしの声。

議 長 質疑なしの声がございますので質疑を打ち切ります。お諮りいたします。本案について原案どおり承認することに異議ございませんか。

異議なしの声。

議 長 異議なしの声多数につき本案は原案どおり承認可決されました。次にまいります。議案第11号、農地法第2条の農地でない旨の証明願についてを議題といたします。事務局、提案趣旨の説明をお願いします。

事 務 局 (議案書に従い朗読)

議 長 それでは現地調査委員の報告をお願いします。

西 豊 委 員 19番、西です。

議 長 19番、西委員。

西 豊 委 員 (担当委員の現地調査説明等)

議 長 ありがとうございます。ただいま事務局からの提案趣旨の説明並びに現地調査報告に関する質疑があれば伺います。ございませんか。

なしの声。

議 長 質疑なしの声がございますので質疑を打ち切ります。お諮りをいたします。本案について原案どおり承認することに異議ございませんか。

異議なしの声。

議 長 異議なしの声多数につき本案は原案どおり承認可決されました。次にまいります。議案第12号串本町農業経営基盤促進事業実施方針による利用権の設定について、議案第13号串本町農業経営基盤促進事業実施方針による利用権の設定についてを一括審議といたします。事務局、提案趣旨の説明をお願いします。

事 務 局 (議案書に従い朗読)

議 長 続きまして現地調査報告ですが、担当は12番の杉本委員ですが、急用により欠席しておりますので、事務局から報告いたします。

事 務 局 (担当委員の現地調査説明等)

議 長 それでは、事務局からの趣旨説明並びに現地調査報告に対する質疑等ありましたら伺います。質疑ございませんか。

坂 田 委 員 8番。

議 長 8番、坂田委員。

坂 田 委 員 利用権設定の借賃の欄に斜線が引いてありますが、無償の場合は権利の有無にややこしい点があり、所有者が売買する場合は自由にできるという

事を申請時に貸主に説明しましたか。

事務局 していません。

坂田委員 農業委員会は借主を優先するべきではないでしょうか。

西(謙)委員 18番、西です。

議長 18番、西委員。

西(謙)委員 今坂田委員が言われた事が発生しないようにするには、これは使用貸借なので、もしそういう事を優先したいなら貸借に切り替えるべきだと思います。使用貸借は、あくまでも貸主の自由になる、そういう目的で使用貸借があるんだと思います。

事務局 この案件が可決されたとして、借主に連絡する際には、このような説明をきちんとしていたと思います。

議長 他にございませんか。

赤埴委員 はい。

議長 1番、赤埴委員。

赤埴委員 今の件ですが、5年という期間を設けてお互いに交していても、無償の場合は有効じゃないのは納得いきません。

小山委員 確か以前、鬮野川で、使用貸借を結んでいるのに所有者が変更して無効になってしまったケースがありましたよね。

議長 そういうケースがありました。皆さんにお配りしている冊子を参考にして事務局から説明がありました。

坂田委員 100円でも200円でも金額を入れておけばよかったに…ってね。無償の場合は権利が発生せんっておかしな～って思うね。

西(謙)委員 法律はどっちを優先するかっていうのがあるからね…。せっかく決めておいても法律で無効になってしまうって事があるからね…。

議 長 前回に事務局の方から説明があった事については、その通りですが、今後は、例えば有償にする方法なども含めて、事務局が申請時に説明をするなど、その辺の事を気を付けていただきたいと思います。

他にございませんか。無いようですので、お諮りいたします。本案については、原案どおり承認することに異議ございませんか。

異議なしの声。

議 長 異議なしの声多数につき、本案は承認可決されました。続いて、第13号について、原案どおり承認することに異議ございませんか。

異議なしの声。

議 長 異議なしの声多数につき本案は承認可決されました。以上をもちまして、本日の議題は全て終了いたします。続いて、その他の方に入ります。

(事務局から、農地利用集積円滑化事業規程(案)について、内容を説明、承認を得る)

(事務局から、前回出された当初予算に関する質問を回答する)

西(謙)委員 2条申請に関係して、定例会で現地の写真を見たら分かり易くて良いと思います。

事 務 局 はい。判断し難い場合、審議の参考になるよう用意します。

本日の第9号議案については、次回皆さんに写真を見ていただいて再度審議していただくという事にさせていただきます。

議 長 他に何かございませんか。ないようですので以上をもって本日の会議を閉会いたします。ありがとうございました。

14時45分、定例会終了。